

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十七の二並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十一条第一項第五号及び第八号口並びに第四百四十二条の五第一項第五号及び第八号口の規定に基づき、金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件（令和元年金融庁告示第十号）及び顧客分別金信託について信託することができ有価証券等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和二年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

（金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件の一部改正）

第一条 金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>「二〇四 略」</p> <p>五 ガソリン</p> <p>六 軽油</p> <p>七 十二 「略」</p>
改正前	<p>「二〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五 十 「同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部改正)

第二条 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十一条第一項第五号及び第八号並びに第四百四十二条の五第一項第五号及び第八号の規定に基づき、顧客分別金信託及び商品顧客区分管理信託について信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため時価に乗ずる率を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十一条第一項第五号及び第八号並びに第四百四十二条の五第一項第五号及び第八号の規定に基づき、顧客分別金信託について信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため時価に乗ずる率を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p>